

障害者総合支援法に基づくヘルパー事業所の指定取消し処分

1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 有限会社モモタロウ倶楽部 西神介護支援センター
- ・サービス種別 (1)居宅介護，重度訪問介護，同行援護
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と言う。））
(2)移動支援（神戸市移動支援事業実施要綱）
- ・所在地 神戸市西区美賀多台3丁目2-14
- ・運営法人 有限会社モモタロウ倶楽部
(取締役：吉田 達治)
(所在地：神戸市西区美賀多台3丁目2-14)
- ・事業開始年月日 平成18年10月1日（居宅介護，重度訪問介護，移動支援）
平成24年11月1日（同行援護）

2. 処分の内容

- (1)指定の取消し処分（居宅介護，重度訪問介護，同行援護）
- (2)認定の取消し（移動支援）

3. 処分年月日

令和元年7月3日（水曜）

4. 処分効力発生年月日

令和元年8月1日（木曜）

5. これまでの経緯

- ・平成29年3月8日 障害者総合支援法等に基づく調査を実施
- ・平成29年3月～平成31年3月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・令和元年6月12日 行政手続法に基づく聴聞を実施

6. 処分を行う理由

- (1) 海外渡航等によりヘルパーとしての勤務実績が無い従業者がサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供実績記録票を，法人代表自らが作成し，そのサービス提供実績記録票に基づき，移動支援費を請求し，受領した。
 - ・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく移動支援費請求
平成28年6月から平成28年12月に，計325件

(2) 姫路市にある高齢者向け住宅を主な勤務地とする従業者が、神戸市在住の利用者に対して当該高齢者向け住宅での勤務時間等にサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供実績記録票を、法人代表自らが作成し、そのサービス提供実績記録票に基づき、介護給付費等を請求し、受領した。

①虚偽のサービス提供実績記録票に基づく介護給付費（居宅介護）請求

平成 28 年 5 月に、計 5 件

②虚偽のサービス提供実績記録票に基づく移動支援費請求

平成 27 年 12 月から平成 29 年 2 月に、計 509 件

(3) 利用者が通院をしていない日に通院介助のサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、そのサービス提供実績記録票に基づき、介護給付費を請求し、受領した。

・虚偽のサービス提供実績記録票に基づく介護給付費（居宅介護）請求

平成 25 年 12 月から平成 29 年 2 月に、計 92 件

(4) 当該事業所においては、居宅介護事業、重度訪問介護事業及び同行援護事業が一体的に運営されており、居宅介護事業において障害者総合支援法違反（上記不正請求）を行った。

7. 根拠法令

(1) 居宅介護，重度訪問介護，同行援護

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号（不正請求）

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号（法令違反）

(2) 移動支援

神戸市移動支援事業実施要綱第 26 条第 1 項第 3 号（不正請求）

8. 事業者に対する経済上の措置

(1) 居宅介護

不正に請求し、受領した介護給付費（約 5 万円）を返還させるほか、障害者総合支援法第 8 条第 2 項の規定に基づき返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額（約 2 万円）を加え、合計約 7 万円を徴収する予定である。

(2) 移動支援

不正に請求し、受領した移動支援費（約 311 万円）を返還させる予定である。